

鳥類等被害防止用可燃ごみ袋の規格に関する要綱

制定 平成 20 年 12 月 22 日部長決定 要綱第 142 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、鳥類または獸類による可燃物の散乱等の防止に資すると認められる袋（以下「鳥類等被害防止用可燃ごみ袋」という。）について、これを認定し、推奨することにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(認定品の使用の推奨)

第 2 条 区長は、鳥類等被害防止用可燃ごみ袋について、これを認定し、区民に推奨する。

(規格)

第 3 条 鳥類等被害防止用可燃ごみ袋の規格は次に掲げるとおりとする。

(1) 材質

塩素系プラスチックを除いたポリエチレン製等で、有害重金属を含まないもの。

(2) 強度（引張強度）

ア 低密度ポリエチレン

縦方向 16.7 メガパスカル以上

横方向 11.8 メガパスカル以上

イ その他の材質

縦方向 29.4 メガパスカル以上

横方向 19.6 メガパスカル以上

（J I S Z 1702 包装用ポリエチレンフィルムの引張強度試験に準拠すること）

(3) 大きさ（袋の容量） 90 リットル以下

(4) 透明度 内容物が識別できる程度

(5) 色

着色する場合は、ヘーズ（曇価）が 80% 以下である（J I S K 7105 プラスチックの光学的特性試験に準拠すること）こと。

(6) 性能

鳥類または獣類による可燃ごみの散乱等の被害を防止する効果を有すること。

(申請手続)

第4条 区長の推奨を受けようとする者は、申請書（第1号様式）により理由書を添付して区長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、前条第1号、第2号、第5号および第6号に掲げる事項に関する当該製品の検査結果書、製品見本その他区長が必要と認める資料を添付しなければならない。ただし、同条第1号または第5号に掲げる事項に係る検査結果書については、区長が認める場合は省略することができる。
- 3 前項の検査結果書には、推奨を受けようとする者およびその関係者以外の第三者機関が発行した証明書を添付しなければならない。この場合において、証明書は、申請日前6ヶ月以内に発行されたものとする。

(認定書の交付)

第5条 区長は、第2条の規定による認定を行った場合には、推奨番号を付した認定書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(表示)

第6条 認定を受けた者が、推奨の認定を受けた製品を製造または販売する場合には、当該製品および当該製品の包装に、品川区が推奨する製品である旨の表示をしなければならない。

(変更手続)

第7条 認定を受けた者が、次の事項を変更する場合は、区長に変更届（第3号様式）を提出するものとする。

- (1) 認定を受けた者の住所または氏名
 - (2) 推奨の認定を受けた製品の容量、強度および表示事項
- 2 前項第2号に定めるもののうち、強度に関する変更届には、第4条第2項および第3項に定める検査結果書を添付しなければならない。

(廃止手続)

第8条 認定を受けた者が、推奨の認定を受けた製品の製造または販売を中止した場合は、区長に当該

製品の廃止届（様式第4号）を提出するものとする。

（認定の取消し等）

第10条 区長は、認定を受けた者が認定した規格に適合しない製品を推奨の認定を受けた製品として製造または販売した場合には、その製品の認定を取り消し、当該事実を公表することができる。

- 2 認定を受けた者が前項の規定によりその製品の認定を取り消された場合は、直ちに区長に認定書を返還しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定により認定を取り消された者または推奨の認定を受けていない製品を推奨の認定を受けた製品として製造または販売した者に対し、推奨の認定を取り消した日またはその事実が判明した日から2年間推奨を行わないものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。ただし、第4条の規定による申請手続および第5条の規定による認定書の交付については、平成21年4月1日（以下「適用日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 2 適用日前に品川区可燃ごみを収納する袋の特例認定に関する要綱（平成19年要綱第10号）に基づき行われた推奨品の特例認定、特例認定通知書の交付、変更手続および認定の取消しについては、この要綱の相当規定により推奨品の認定、認定書の交付、変更手続および認定の取消しがなされたものとみなす。